

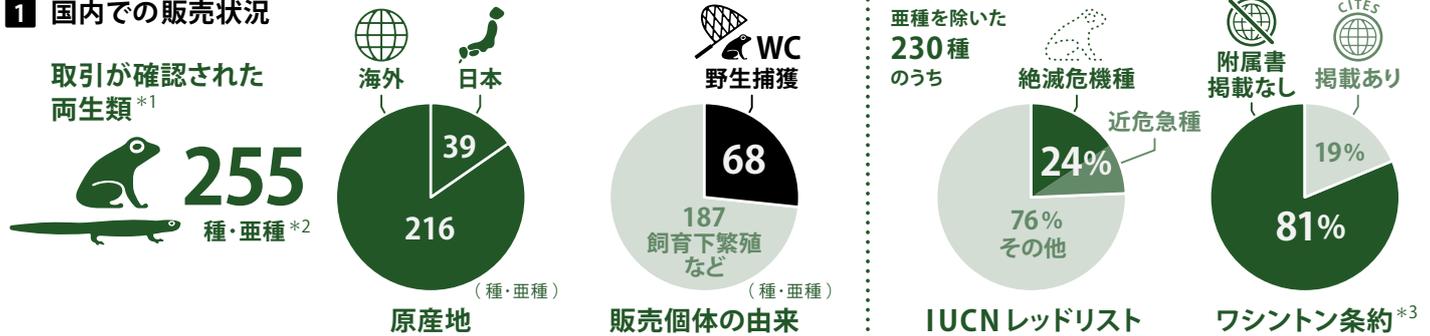
# 日本の両生類のペット取引



世界第2位の両生類輸入国日本—懸念される過剰利用と希少種保全

## 調査 国内・海外ペット市場調査

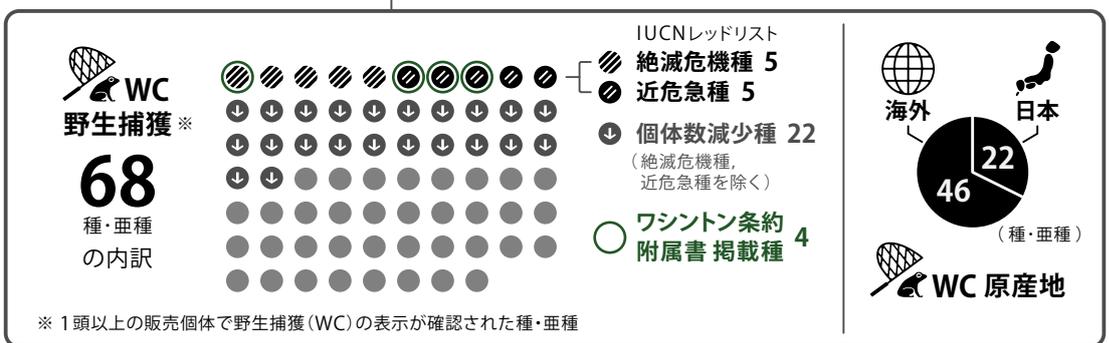
### 1 国内での販売状況



- ・絶滅危機種や野生捕獲された種も店頭及びオンラインで数多く売買されている。
- ・販売個体の由来の表示は任意であるため、実際に取引される野生捕獲個体は多い。
- ・過剰利用を防止する国際取引の規制対象は一部のみ。

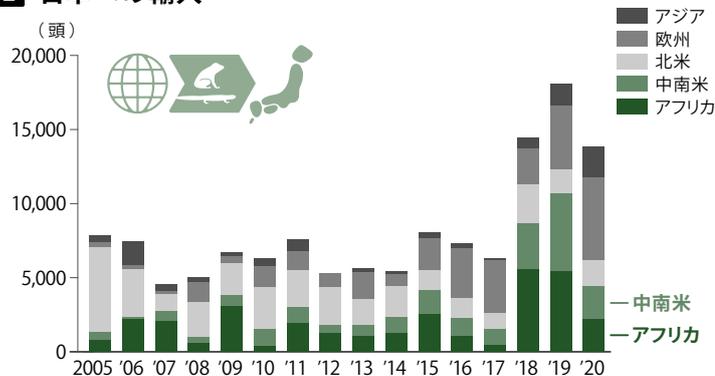
✔ ペット取引が野生の両生類の脅威となっている

→ 提言 1, 2, 3



**絶滅危機種** IUCN (国際自然保護連合) が絶滅のおそれが高いと評価した種 (近絶滅種, 絶滅危惧種, 危急種をまとめた呼称)  
**近危急種** 現時点では絶滅の危険性はないが, 状況変化により将来的に絶滅危機種へ移行する可能性がある種  
**個体数減少種** 個体数が減少傾向にある種

### 2 日本への輸入



- ・輸入量は増加傾向。近年は, 中南米やアフリカからの輸入が目立つ。
- ・野生捕獲個体や新たな種の利用増加が懸念される。

✔ ペット目的の過剰利用を防ぐ必要がある → 提言 1, 2

### 3 欧米サイトでの日本固有種の取引



- ・日本国内で保護されている両生類(◆)も海外で取引・飼育されている。
- ・特にイモリ, サンショウウオが多く確認された。

✔ 日本固有の両生類の保全が充分ではない → 提言 1, 3

## 提言

- ✔ 1 「国際社会の一員」である日本は ペット利用が悪影響を及ぼす可能性のある両生類に対してワシントン条約による国際取引の規制導入と生息国の保全策実施を支援する
- ✔ 2 「消費国」である日本は 国内取引の法的な規制, 自主的な改善をおこなう
- ✔ 3 「原産国」である日本は 条約・国内法による保護や海外取引状況のモニタリングをおこなう

\*1 両生類

脊椎動物の両生綱に属する動物。カエル, イモリ, サンショウウオなど

\*2 種・亜種

種は, 生物分類学上の基本単位。亜種は, 同一種内で他と形質が異なる集団

\*3 ワシントン条約 (CITES)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

もっと詳しく → 裏面

もっと詳しく

1 国際社会の一員として果たすべき責任

国際取引規制や生息国での保全が必要な両生類の例



ホオコケツノガエル **VU** ↓  
*Ceratophrys stolzmanni* など

**ツノガエル属**

*Agalychnis lemur*

**シロアママガエル **CR** ↓**

カスケードアマガエルモドキ **LC** ↓  
*Sachatamia albomaculata* など

**アマガエルモドキ科**

コガタコケガエル **EN**  
*Theloderma bicolor* など

**ツブハダキガエル属**



シリケンイモリ **VU** ↓  
*Cynops ensicauda* など

**イモリ属**

アンダーソンサラマンダー **CR** ↓  
*Ambystoma andersoni* など

**トラフサンショウウオ属**

ファイアサラマンダー **LC** ↓  
*Salamandra salamandra* など

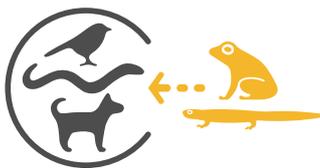
**サラマンダラ属**

持続可能な利用を  
目指すために

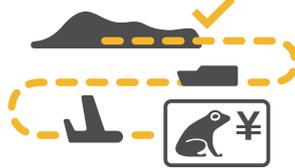
日本国内で取引されている種の8割以上は海外原産。野生で捕獲された絶滅危機種や個体数が減少している種も含まれるが、国際取引の管理がなされているのは僅か2割。ペット利用が脅威とならないようワシントン条約による取引規制導入や生息国による保全策実施を支援すべき。

**CR** IUCNレッドリストの近絶滅種 **EN** 絶滅危惧種 **VU** 危急種 **LC** 低危険種 | ↓ 個体数が減少している種

2 消費国として果たすべき責任



両生類も動物愛護管理法<sup>\*1</sup>の事業規制の対象に加え、登録事業者はプロとして責任ある取引や情報発信をする



プラットフォーム<sup>\*2</sup>を含め両生類取引に関わる事業者は、合法性のみならずサステナビリティとトレーサビリティを自主的に担保する



消費者は、無配慮な購入が生息地の生態系に悪影響を与えうることを認識する

無規制な利用で  
海外の両生類が危機に  
瀕することのないように

日本国内のペットの商業取引は動物愛護管理法で規制されているが、両生類は対象外である。誰でも簡単にオンライン等で売買できる現状は、過剰利用を招く懸念が大きい。

3 原産国として果たすべき責任

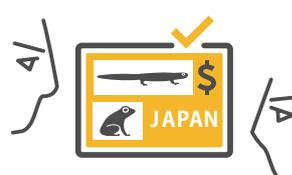
取引が確認された日本原産両生類の半数以上が野生捕獲



ペット利用が生息状況を悪化させている可能性のある在来種に対する捕獲と取引を規制する



個々の種だけでなく、生息域や生息する生物群に対する保護の導入を検討する



海外での取引状況のモニタリングを行い、早期警告を発することができるようになる

日本の豊かな  
生物多様性を守るために

固有種<sup>\*3</sup>が多い日本原産の両生類は、海外でも人気が高い。種の保存法<sup>\*4</sup>で保護されているイボイモリの密輸出も確認されている。固有種を含む在来種とその生息域を適切に保全する必要がある。

調査方法

輸入統計分析、東京で開催されたペットフェア及びオンラインの市場調査、並びに欧米の専門取引サイト調査によってデータを収集し(2020年1月~2021年4月)、インベントリを作成して分析を行った。

英文報告書

**Illuminating Amphibians: the amphibian trade in Japan** (日本の両生類取引)

<https://www.traffic.org/site/assets/files/17487/illuminating-amphibians-correction082022.pdf>



\*1 動物愛護管理法

動物の愛護及び管理に関する法律

\*2 プラットフォーマー

オンライン取引等の基盤を提供する企業

\*3 固有種・在来種

その地域にのみ生息する種を固有種、従来から生息していた種を在来種という⇔外来種

\*4 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律

Supported by **pro natura** Foundation Japan



**TRAFFIC**